九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

フランスにおける大学の自治と「憲法ブロック」

南野, 森
九州大学大学院法学研究院 : 教授

https://hdl.handle.net/2324/1650608

出版情報：対話と憲法理論, pp.17-30, 2015-10-15. 敬文堂
バージョン：
権利関係：

フランスにおける大学の自治と「憲法ブロック」

南野　森
（九州大学）

はじめに

本稿に与えられたテーマは、「立法上又は事実上の制度が憲法規範となることの規範理論的条件」である。「立法上又は事実上の制度が憲法規範となること」の意味は、「現実に存続してきた制度、特に立法で設けられた後、一定期間存続することでその正当性をある程度獲得してきた制度が、後の立法によってその本質的な部分を廃止できなくなるという意味で憲法規範化すること」とされる。要するに、そのようなことが可能なのか、可能だとするとその条件は何か、といった難問を、「フランスにおける大学の自治」――という、それ自体ひとつの研究課題として十分すぎると言うべき大問題――を題材にして検討せよ、ということになるだろう。まことに難題であり、当然ながら、本稿ではその射程を著しく限定せざるを得ない。

そこで本稿では、まず「立法上の制度の憲法規範化」にかかわる具体例として、「共和国の諸法律によって承認された基本的諸原理（principes fondamentaux reconnus par les lois de la République）」

（以下、「共和国法律承認原理」と言うことがある）と呼ばれる概念を扱うことにする。それは、共和国の諸法律によって認められた原理・原則が憲法としての価値をもつ、したがって違憲審査の根拠となる、そして議会制定法によっては改変することができなくなる、という意味で、まさに「立法で設けられた後、…憲法規範化する」ことの一例として本稿の課題に適合するからというだけでなく、「共和国法律承認原理」という範疇の存在こそは、本稿筆者がかねてより関心をよせる憲法規範のありかたをめぐる大きな問い――つまり、「憲法とは何か」という問い――に、比較憲法の観点から興味深い素材を提供してくれるものだからである。

つぎに、フランスの大学の自治については、近年、「グローバル化」のかけ声の下、たとえば「大学の世界ランキング」を意識した大学改革が学長のリーダーシップ強化といった手段によって目指されるという、日本とよく似た状況が生じており、その点についての大学改革立法の違憲審査が憲法院によってなされた例がある（二〇一〇年八月）。しかもこの判決は、共和国法律承認原理を実に特徴的な方法で扱ったものでもあるので、続いて同判決を検討することとする。

一　憲法ブロック

憲法院の Marbury v. Madison 判決とも言われる「結社の自由判決」（一九七一年）は、憲法院が、常識的な意味での違憲立法審査機関へと変容する契機となった、文字通り画期的な判決である。(1)

周知のように、フランスの現行憲法（一九五八年）には人権条項がほとんどなく、わずかに、第一条に法の下の平等と信仰の自由と男女のパリテが、そして司法権の章に置かれた第六六条に恣意的拘禁の禁止と司法機関が個人的自由の守護者であることが定められているにとどまる。憲法院が人権保障機関

へと変容するには、これではいかにも不十分である。

ところで、現行憲法前文には「フランス人民は、一七八九年宣言により定められ、一九四六年憲法前文により確認され補完された諸人権と国民主権の諸原理、および、二〇〇四年環境憲章の定める諸権利と諸義務への愛着を、厳粛に宣言する」との一文があり、そして四六年憲法前文には、「フランス人民は、一七八九年の権利宣言により確立された人および市民の諸権利と諸自由を、そして共和国の諸法律により承認された基本的諸原理を、厳粛に再確認する」との一文があった。(2)

憲法院は、右判決において、結社の（法人格取得の）自由を制限する法案を結論として違憲と判断したが、その際、しかしながら現行憲法にも人権宣言にも結社の自由を保障する条項がないことから、《①現行憲法前文→②そこで言及されている四六年憲法前文→③そこで言及されている共和国法律承認原理》という、いわば現行憲法の下に隠されていた三段のはしごを降りることによって、なんとか同法案を違憲とする根拠を掘り当てた。

掘り当てられたものは、憲法院が法律を「違憲とする根拠」なのであるから、要するにそれには憲法規範としての地位が認められたことになる。もともと現行憲法の条文（形式的意味の憲法）ではないテクストに与えられた、この「憲法規範としての地位」こそが、「憲法たる性質」つまり「憲法性」(constitutionnalité）であって、のちに、憲法院がこのような憲法性を認める法命題を増やしていくことから、その総体を、学説は bloc de constitutionnalité、つまり憲法性の「まとまり（ないし塊）」と呼ぶようになる。これが、日本の憲法学で「憲法ブロック」とか「合憲性ブロック」などと呼ばれるものである。

これまでの判例により増減があったものの、現在「憲法ブロック」には、現行憲法のほか、一七八九

年人権宣言、四六年憲法前文、共和国法律承認原理、および憲法的価値を有する諸原理が含まれることとなっている。

二　共和国法律承認原理

憲法ブロックにせよ、共和国法律承認原理にせよ、その内容について憲法典が何かを語っているわけではない。だとすると、このようなカテゴリーに憲法院が「好き勝手に（à sa guise）」(3)何でも含めてしまうのではないかという危惧が生じるのは当然だと言える。実際、ファヴォルーは、七〇年代後半から八〇年代初頭まで、憲法院は共和国法律承認原理を好んで援用し、その内容を拡大する傾向にあった——しかもそれは必ずしも「分別のある（à bon escient）」やり方ではなかった——と言う(4)。事実、七一年判決による①「結社の自由」に続き、僅か一〇年のあいだに、②「防御権」（Décision n° 76-70 DC）(5)、③「個人的自由」（Décision n° 76-75 DC）(6)、④「教育の自由」（Décision n° 77-87 DC）(7)、⑤「良心の自由」（同）、そして⑥「行政裁判権の独立」（Décision n° 80-119 DC）(8)が、立て続けに共和国法律承認原理とされた。しかも、これらのうち、②、③、⑤については、いずれも憲法や人権宣言の規定に根拠を求めうるにもかかわらず共和国法律承認原理とした点に対し、学説から批判が提起されていた(9)。

こうして、たとえば結社の自由判決に批判的な人々は、かの裁判官統治という亡霊が再来するのではないかとの疑念を抱くことになるが、これらの批判を意識してか、八〇年代以降の憲法院は、憲法条文をより重視するようになる。加えて、ある原理を共和国法律承認原理に含めるための条件が判決により明らかにされたことが重要である。

たとえば、八八年七月二〇日判決（Décision n° 88-244 DC）は、「（提訴者は当該法律が）共和国の

伝統を侵害するなどと主張するが、そのような共和国の伝統なるものは、それが共和国法律承認原理を生み出したであろう場合にしか、それに反する法条は違憲であるとの主張のために有効にもちだされることができない」として、提訴者が主張した伝統なるものが、共和国法律承認原理を生み出したと認めることを拒否したが、学説では、同判決などから、憲法院が条件とするものは四つあると理解するのが一般的である。すなわち、①当該原理はその後断絶することなく存続していること、②法律規定により設定されたものであること、③共和政の議会によって採択されたものであること、④一九四六年より前のものであること、である(10)。

その結果、七一年判決後の一〇年間に急ピッチで六つも作り上げられた共和国法律承認原理であるが、その後、八三年からの約三〇年間に、新たに追加されたものは四つにとどまっている。すなわち、①「大学教授の独立」（Décision n° 83-165 DC）(11)、②「行政裁判所の排他的管轄権」（Décision n° 86-224 DC）(12)、③「私人の不動産所有権についての司法機関の権限」（Décision n° 89-256 DC）(13)、④「少年事件についての特別裁判所制度」（Décision n° 2002-461 DC）(14)である(15)。つとに九二年の時点でファヴォルーは、八〇年代以降憲法院は共和国法律承認原理について抑制的になったと述べていた(16)が、そのような傾向は、その後二〇年を経ても、維持されていると言えるであろう(17)。

つぎに、抑制的になった八〇年代以降の憲法院が最初に認めた共和国法律承認原理である、「教授の独立」原則をみておくことにする。これこそが、現代フランスにおける「大学の自治」に関わる問題群における、憲法院判例上最も重要な憲法原理である。

三　二〇〇七年大学改革法

二〇〇七年五月に大統領に就任したサルコジは、大統領選挙期間中より、改憲を始めとする様々な改革案を打ち出していたが、なかでも大学改革については最重要課題として、就任後わずか三ヶ月で「大学の自由と責任に関する法律」（以下、「ＬＲＵ法」と言うことがある）[18]を成立させた。

この改革は、大学執行部の権限を拡大することにより大学の「自律」を高め、産学連携の推進や競争原理の導入を目指すなど、多分に市場原理的な発想によるものであって、当然のことながら、伝統的な大学のあり方を大きく変えるものとして、ノーベル物理学賞の受賞者など著名な研究者を含む大学人や学生による大規模な反対運動を引き起こした。

ＬＲＵ法の制定後、その実施のために定められた〇八年四月一〇日の大統領デクレについては、六名の著名な法学教授[19]から取消訴訟が提起されたし、また、その訴訟の係属中に準備された第二の大統領デクレ案をめぐる〇九年二月以降の数ヶ月に及ぶ反対運動はとくに激しいものであった（かのボー教授も強硬な反対論を展開した[20]）。にもかかわらず制定された〇九年四月二三日の大統領デクレについては、第一のデクレ同様に、大学教授らから取消訴訟が提起され[21]。そして、これら二つの取消訴訟のなかで提起された憲法問題が国務院から憲法院に移送され、それに対して憲法院が判断を示したのが、一〇年八月六日判決（Décision n° 2010-20/21 QPC）である。詳細は別稿[22]の参照を乞うとして、本稿では、本判決における共和国法律承認原理の扱われ方について検討することとしたい。

四　憲法院判決における「大学の自治」

フランスにおける大学の自治をめぐる憲法論は、当然のことながら、日本のそれといくつもの点で異なる。まず、フランス憲法学では一般に、大学の自治（autonomie d'université）としてよりはむしろ大学（関係者）の自由（libertés universitaires）として議論されている点に注意したい。複数形であることからも窺えるように、大学の自由として扱われるもののなかに多様な自由や原理が含まれる、という点も日本とは異なる。

そのような自由や原理のうち、日本の大学の自治論と関連しうるものとしては、「教授の独立（indépendance des professeurs）」原則がある。これは、上述の八四年一月二〇日判決により共和国法律承認原理とされたものである。

同判決では、同年の高等教育法（いわゆる「サヴァリ法」）案が、大学の諸評議会への代表選出方法を、それまでは教授（professeur）と専任講師（maître de conférences）が個別に選挙母体を構成していたのを合併するよう変更したことなどの合憲性が問題となった。伝統的に教授とそれ以外の教員とのあいだに大きな地位の差が設けられてきたフランスの大学において、いわば少数権力者である教授の特権的地位を否定ないし希釈し大学を「民主化」する改革案であったとも言え、右派からは「〝大学管理機関の組合支配〟ないし〝政治化〟」[23]につながるとの批判が出ていたところであるが、結論的に憲法院は、教授と専任講師を混合した単一の選挙母体等を定める規定は、教授の独立原則に反し違憲であるとした。そして「教授については、その独立を保障することが、共和国の諸法律…によって承認された基本原理から導かれる」と憲法院は述べた[24][25]。

こうして突如「憲法性」を獲得した「教授の独立」原則であるが、その後、また突如として憲法院によりその内容を変更されたと考えられるのが、上述の二〇一〇年八月六日判決である。ここでも結論的に言えば、本判決において憲法院は、「教授の独立」原則ではなく「研究者教員（enseignants-chercheurs）[26]の独立」原則を、突如として共和国法律承認原理の一つとした。

本判決では、LRU法による教員採用手続の変革が大きな争点となったが、なかでも、採用選考委員会構成員の半分以上を学外者とすべきことや、採用決定に対する学長の拒否権を認めたことがとくに問題とされた。これらの変革の狙いとしては、フランスの大学に根強いとされる自校出身者優先主義（localisme）等の弊害[27]の打破が主張されていたが、その狙いとの実質的関連性はともかくとして、提訴者は、新制度では、教授採用のための選考委員会に専任講師が入りうることや、拒否権をもつ学長がしばしば非教授の場合があることをとくに問題としていた。要するに、提訴者の主張の前提には、教授の選考は教授のみで決定するというのが教授の独立原則の一内容である、との考えがあったわけである。

これに対し憲法院は、学長の拒否権についての解釈留保（限定解釈）を示したほかはすべて合憲と判断した。その理由は実に簡潔であるが、注目すべきはその結論部分である。憲法院は、検討した規定のそれぞれにつき「研究者教員の」独立原則を侵害するものではない、と判断しているのである。しかも同原則は、共和国法律承認原理の一つに数えられ、したがって諸規定は「憲法に適合する」とされた。提訴者は、「教授の」独立原則の侵害を主張していたのであったが、憲法院はこの点には答えなかった。しかも研究者教員の独立原則が本来的に行政権力との関係での研究者教員の独立を保障するものであるのに対して、教授の独立原則は、それに加えて教授以外の研究者教員（専任講師）等との関係での教授の独立を意味するものであるとするならば、「選考過程に関与する者のすべてが研究者教員でなければ

ならないことを意味するわけではない」とする本判決は、教授の独立原則侵害をめぐる問いに答えていないというよりはむしろ、同原則を「消滅」させ、あらたに「研究者教員の独立」原則を共和国法律承認原理として打ち立てた、と評価すべきであるとも言える。[28]実質的には、重要な判例変更にあたるのであり、やはり、憲法院は「好き勝手に」憲法規範を創設し、消滅させ、変容させていると言わざるをえないと思われる。

おわりに

以上のような憲法ブロックのあり方、そしてその一カテゴリーとしての共和国法律承認原理の存在は、違憲審査制のもとで「憲法規範」を作り出すのは誰か、という憲法理論の根本問題に我々の関心を引き寄せる。そして、この問いに答えるためには、現行憲法典という「憲法テクスト」の制定者とは区別された存在として、「憲法規範」の制定者の存在を想定する必要があるだろう。[29]「憲法とは裁判官がこれが憲法だと言うものである」との謂いは、現代フランスでも、そのままに当てはまるのではないかと思わせる。

とくに、憲法院の場合は、日本の最高裁判所のように憲法条文の意味についての解釈のみを行っているのではなく、憲法ブロック論によって、ある法命題が、法律レベルのものなのか憲法レベルのものなのかという、法命題の地位（statut）をも解釈し決定しているという点が特徴的であり、そしてまた重要である。[30]違憲審査において依拠すべき規範を違憲審査機関自身が決定しているという意味で、その権限はまことに強大であると評価できるだろう。

ここから、「憲法とは何か」という問いへの探究が始まる。

(1) Décision n° 71-44 DC du 16 juillet 1971. 同判決については、山元一「憲法院の人権保障機関へのメタモルフォーゼ――憲法院結社の自由判決（一九七一年七月一六日）」同『現代フランス憲法理論』（信山社、二〇一四年）三七一 - 三七八頁〔初出は二〇〇二年〕を参照。また、井上武史『結社の自由の法理』（信山社、二〇一四年）も参照。

(2) 四六年憲法前文に「共和国法律承認原理」の語句が規定された経緯について、詳しくは、Véronique CHAMPEIL-DESPLATS, *Les principes fondamentaux reconnus par les lois de la République*, Préface de Michel Troper, Paris, Economica, 2001, p. 47 et s.

(3) Guy CARCASSONNE, *La Constitution*, Paris, Seuil, 9ᵉ éd., 2009, p. 293.

(4) Voir Louis FAVOREU, « Principes fondamentaux reconnus par les lois de la République », in Olivier DUHAMEL et Yves MÉNY (publié sous la direction de), *Dictionnaire constitutionnel*, Paris, PUF, 1992, pp. 825-826, at p. 825.

(5) 一九七六年一二月二日判決。

(6) 一九七七年一月一二日判決。同判決については、高作正博「自動車検問判決」辻村みよ子（編集代表）『フランスの憲法判例Ⅱ』（信山社、二〇一三年）一五八 - 一六一頁を参照。

(7) 一九七七年一一月二三日判決。同判決については、小泉洋一「良心の自由と教育の自由」辻村・前掲『フランスの憲法判例Ⅱ』一三六 - 一三九頁を参照。また、「教育の自由」は一九九四年一月一三日判決（Décision n° 93-329 DC）でも繰り返し認められている。同判決については、小泉洋一「地方公共団体の私学助成――ファルー法改正法違憲判決」辻村みよ子（編集代表）『フランスの憲法判例』（信山社、二〇〇二年）一八三 - 一八八頁を参照。

(8) 一九八〇年七月二二日判決。同判決については、福岡英明「司法と権力分立」辻村・前掲注（6）『フランスの憲法判例Ⅱ』二二一 - 二二四頁を参照。

(9) 防御権については人権宣言七条・九条、個人的自由については憲法六六条、良心の自由については憲法一条に、それぞれ依拠することが可能である。さらに、良心の自由を共和国法律承認原理とした一九七七年一一月判決（前掲注（7））は、良心の自由が人権宣言一〇条および四六年憲法前文五項に定められているので共和国法律承認原理である、とする点で論理的に他の判決群とは異質である。このような良心の自由についての根拠づけ方は、小泉・前掲注（7）「良心の自由と教育の自由」の指摘するように、たとえばジュヌヴォワによっても批判されていた（Bruno GENEVOIS, *La jurisprudence du Conseil constitutionnel : principes directeurs*, Paris, Éditions STH, 1988, p. 217）が、二〇〇一年六月二七日判決（Décision n° 2001-446 DC）でも繰り返された。同判決については、建石真公子「人工妊娠中絶法における『生命の尊重・人格の尊厳』と『女性の自由』」辻村・前掲注（6）『フランスの憲法判例Ⅱ』一〇七 - 一一二頁を参照。

(10) Voir G. CARCASSONNE, *supra* note 3, p. 442 ; Juan RUIZ MANERO, « Une typologie des normes constitutionnelles », in Michel TROPER et Dominique CHAGNOLLAUD (sous la dir. de), *Traité international de droit constitutionnel*, tome I, Paris, Dalloz, 2012, pp. 297-325 at p. 318 ; Dominique ROUSSEAU, *Droit du contentieux constitutionnel*, Paris, Montchrestien, 10ᵉ éd., 2013, 584 p, n° 94.

(11) 一九八四年一月二〇日判決。同判決については、成嶋隆「大学の自由」辻村・前掲注（7）『フランスの憲法判例』一七七 - 一八二頁を参照。

(12) 一九八七年一月二三日判決。同判決については、永山茂樹「行政裁判所の憲法的地位および行政処分を受ける者の防御権」辻村・前掲注（7）『フランスの憲法判例』三一八 - 三二二頁を参照。また、南野森（編訳）『リアリズムの法解釈理論――ミシェル・トロペール論文撰』（勁草書房、二〇一三年）一五四頁注（22）に付した訳者注も参照。

(13) 一九八九年七月二五日判決。

(14) 二〇〇二年八月二九日判決。

(15) Voir Guillaume DRAGO, *Contentieux constitutionnel français*, Paris, PUF, coll. *thémis*, 3ᵉ éd., 2011, 683 p. at p. 256.

(16) Voir L. FAVOREU, *supra* note 4, p. 826.

（17）ファヴォルー論文の一〇年後に出版された V. CHAMPEIL-DESPLATS, *supra* note 2, p. 173 も同様に、八〇年代以降の共和国法律承認原理の「段階的放置（délaissement progressif）」の状況を指摘していた。

（18）Loi n° 2007-1199 du 10 août 2007 relative aux libertés et responsabilités des universités. 同法については、鈴木尊紘「フランスにおける大学自由責任法」外国の立法二四七号（二〇一一年）三〇－三七頁、堀口悟郎「『教授会自治』と『教授の独立』」法学政治学論究（慶應義塾大学）一〇三号（二〇一四年）三五－六七頁などを参照。なお同法は、オランド政権により改正されたが、その点については、参照、堀口悟郎「立法紹介／大学制度改革――高等教育及び研究に関する二〇一三年七月二二日の法律第六六〇号」日仏法学二八号（二〇一五年）一四一－一四四頁。

（19）Jean Combacau（パリⅡ）、Pierre Delvolvé（パリⅡ）、Jean du Bois de Gaudusson（ボルドーⅣ）、Yves Gaudemet（パリⅡ）、Yves Jégouzo（パリⅠ）、Frédéric Sudre（モンペリエⅠ）。

（20）その集大成が、Olivier BEAUD, *Les libertés universitaires à l'abandon ?*, Paris, Dalloz, 2010, 345 p. である。

（21）ボー教授が代表をつとめる「大学を守る会」（Collectif pour la défense de l'Université）と五名の大学教授が原告になって提起された二つの取消訴訟が併合審理された。五名の教授は、Cécile Chainais（ピカルディ）、Pascale Gonod（パリⅠ）、Olivier Beaud（パリⅡ）、Jean Matringe（ヴェルサイユ）、Jacques Petit（パリⅡ）である。

（22）南野森「大学法の合憲性」辻村・前掲注（6）『フランスの憲法判例Ⅱ』三四〇－三四七頁。また、堀口・前掲注（18）、今関源成「『大学の自治』と憲法院――『大学の自由と責任に関する法律』判決を契機として」早稲田法学八七巻二号（二〇一二年）一－二五頁も参照。

（23）成嶋・前掲注（11）一八〇頁。

（24）本判決は、大学内における教授の「他の教員からの」独立に憲法上の保護を与えたものと言えるが、その背景に、おそらく本判決を起草したであろうヴデルの思想があることを、彼の二つの論攷（「五月革命」前の六〇年論文と「五月革命」後の八五年論文）を検討することで説明する、堀口・前掲注（18）が参照されるべきである。他

方で、「五月革命」的な「大学の民主化」や日本的な「大学の自治」論を重視する立場から、本判決は「全構成員自治という大学自治のあり方を否定し、また大学の政府権力との関係における独立の側面を軽視した」と批判するものとして、成嶋・前掲注（11）。

（25）なお、九三年七月二八日判決（Décision n° 93-322 DC）も、八四年判決と同様の表現を用いつつ、「教授の独立」原則を共和国法律承認原理とする。同判決については、福岡英明「実験的法律の合憲性」辻村・前掲注（7）『フランスの憲法判例』三〇二－三〇五頁を参照。ところで、いずれの判決においても、「教授の独立」とともに「研究者教員の独立」が語られているが、両者の位置付けは異なる。上述の通り「教授の独立」は共和国法律承認原理として認められ、憲法上の原則とされているのに対し、「研究者教員の独立」にはそのような位置付けは与えられていない。ただし、後者の原則にも九三年判決では憲法的価値が認められているので、結局、両原則とも憲法原則ではあるものの、「教授の独立」のみが共和国法律承認原理とされる、ということになろう。この点についての両判決の論旨は不明確であり、その理解をめぐって学説に争いがある。Voir Frédéric SUDRE et Aude ROUYÈRE, « La loi relative aux libertés et responsabilités des universités et les garantis statutaires des enseignants-chercheurs », *La Semaine juridique, Édition générale*, 2008, I, 153. これに対して P.-F. FRESSOZ, *infra* note 27 は、教授のみならずその他の研究者教員も「憲法的価値をもつ独立原則」の保障を受けるとの理解を示す。後に、九五年一月一〇日判決（Décision n° 94-355 DC）は、異なる文脈においてではあるが「教授の独立と専任講師の独立は憲法的価値をもつ原理により保障されている」とより明確に――しかし共和国法律承認原理であるか否かには触れることなく――述べている。

（26）enseignant-chercheur とは、上述の八四年高等教育法が初めて用いた概念であるが、高等教育研究機関において研究や教育を担当する専門家のうち、教育と研究の両方を職務として担当する者を言う。研究だけを行い教育を担当しない者が chercheur（研究者）――国立学術研究センター（Centre national de la recherche scientifique, CNRS）などの学術系・技術系公施設法人（Établissement public à caractère scientifique et technologique, EPST）に所属する研究者――であり、研究を職務としない実務家教員などが enseignant（教員）であって、三

者は法的に区別される。

(27) Pierre-François FRESSOZ, « Les enseignants-chercheurs dans la loi liberté et responsabilité des universités », in *Mélanges en l'honneur d'Yves Jégouzo, Terres du droit,* Paris, Dalloz, 2009, pp. 299-330 at p. 304は、ほかに、恩顧主義（clientélisme）や縁故主義（népotisme）、派閥主義（clanisme）を弊害として挙げている。

(28) Bertrand MATHIEU, « De la disparition d'un principe constitutionnel : l'indépendance des professeurs d'université ; À propos de la décision du Conseil constitutionnel n° 2010-20/21 QPC du 6 août 2010 », *La Semaine juridique, Edition générale,* 6 septembre 2010.

(29)「テクストとしての憲法」と「規範としての憲法」の区別を前提として、それが憲法制定権力論や憲法変遷論にもたらす影響を考察し、より総括的に「憲法」の概念の再検討を試みたものとして、南野森「『憲法』の概念——それを考えることの意味」長谷部恭男（編）『岩波講座憲法6／憲法と時間』（岩波書店、二〇〇七年）二七-五〇頁を参照。

(30) 参照、ミシェル・トロペール「リアリズムの解釈理論」南野・前掲注（12）『リアリズムの法解釈理論』第一章〔原著初出は二〇〇一年〕三-二四頁。